

各特別区保健衛生主管部長 殿
各保健所設置市保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策部長
新倉 吉和
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為
及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」
の一部改正について

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示されているところです。

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、厚生労働省医政局長通知について「『保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について』の一部改正について（令和8年3月30日医政発0330第28号）」のとおり改正されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本件について貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院管理者には東京都から別途通知しておりますことを申し添えます。

記

1 送付書類

- (1) 「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について（令和8年3月30日医政発0330第28号）
- (2) 別紙_新旧対照表
- (3) 「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0317第1号）

東京都保健医療局医療政策部
医療人材課看護担当
電話：03-5320-4447